

鹿児島市  
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年10月



鹿児島市

(令和3年4月1日一部変更)

## 目 次

I. はじめに	1
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
5. 対策推進のための役割分担	9
6. 市行動計画の主要6項目	11
(1) 実施体制	11
(2) サーベイランス・情報収集	13
(3) 情報提供・共有	13
(4) 予防・まん延防止	14
(5) 医療	19
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	20
7. 発生段階	21
III. 各段階における対策	23
1 未発生期	24
(1) 実施体制	24
(2) サーベイランス・情報収集	24
(3) 情報提供・共有	25
(4) 予防・まん延防止	25
(5) 医療	26
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	27
2 海外発生期	28
(1) 実施体制	28
(2) サーベイランス・情報収集	28
(3) 情報提供・共有	29
(4) 予防・まん延防止	29
(5) 医療	30
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	31

3	国内発生早期（県内未発生期）	3 2
	（1）実施体制	3 2
	（2）サーベイランス・情報収集	3 3
	（3）情報提供・共有	3 3
	（4）予防・まん延防止	3 4
	（5）医療	3 6
	（6）市民生活及び市民経済の安定の確保	3 7
4	県内発生早期	3 8
	（1）実施体制	3 8
	（2）サーベイランス・情報収集	3 9
	（3）情報提供・共有	3 9
	（4）予防・まん延防止	3 9
	（5）医療	4 1
	（6）市民生活及び市民経済の安定の確保	4 1
5	県内感染期	4 3
	（1）実施体制	4 3
	（2）サーベイランス・情報収集	4 4
	（3）情報提供・共有	4 4
	（4）予防・まん延防止	4 5
	（5）医療	4 6
	（6）市民生活及び市民経済の安定の確保	4 7
6	小康期	4 9
	（1）実施体制	4 9
	（2）サーベイランス・情報収集	5 0
	（3）情報提供・共有	5 0
	（4）予防・まん延防止	5 0
	（5）医療	5 0
	（6）市民生活及び市民経済の安定の確保	5 1
	【参考資料 1】 特定接種の対象となり得る業種・職務について	5 2
	【参考資料 2】 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	6 0
	【参考資料 3】 用語解説	6 2



## I. はじめに

### 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2. 取組の経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。これを受けて、鹿児島県（以下「県」という。）は、同年12月に「鹿児島県新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「県計画」という。）を策定し、本市においては、平成18年8月に「新型インフルエンザ対策マニュアル」を策定した。

その後、国は数次の部分的な改定を行い、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資の逼迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、本市は、同年6月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定した。また、国においては、平成23年9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定し、県は、平成24年3月に県計画の改定を行った。その後、国は、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を制定し、同法は、平成25年4月に施行されるに至った。

国は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年2月7日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。また、県は、特措法第7条に基づき、平成26年2月、新たに「鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

### 3. 鹿児島市行動計画の作成

本市は、特措法第8条に基づき、政府行動計画や県行動計画との整合性を図りつつ、過去の新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ、健康被害を最小限にとどめるとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等や、病原性の低い場合等、様々な健康危機の状況で対応できるよう今回、「鹿児島市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）の策定を行うこととした。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、市行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

また、政府が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて政府行動計画を変更した場合等は、市行動計画も必要な変更を行う。

## II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国及び本市への侵入も避けられないと考えられる。

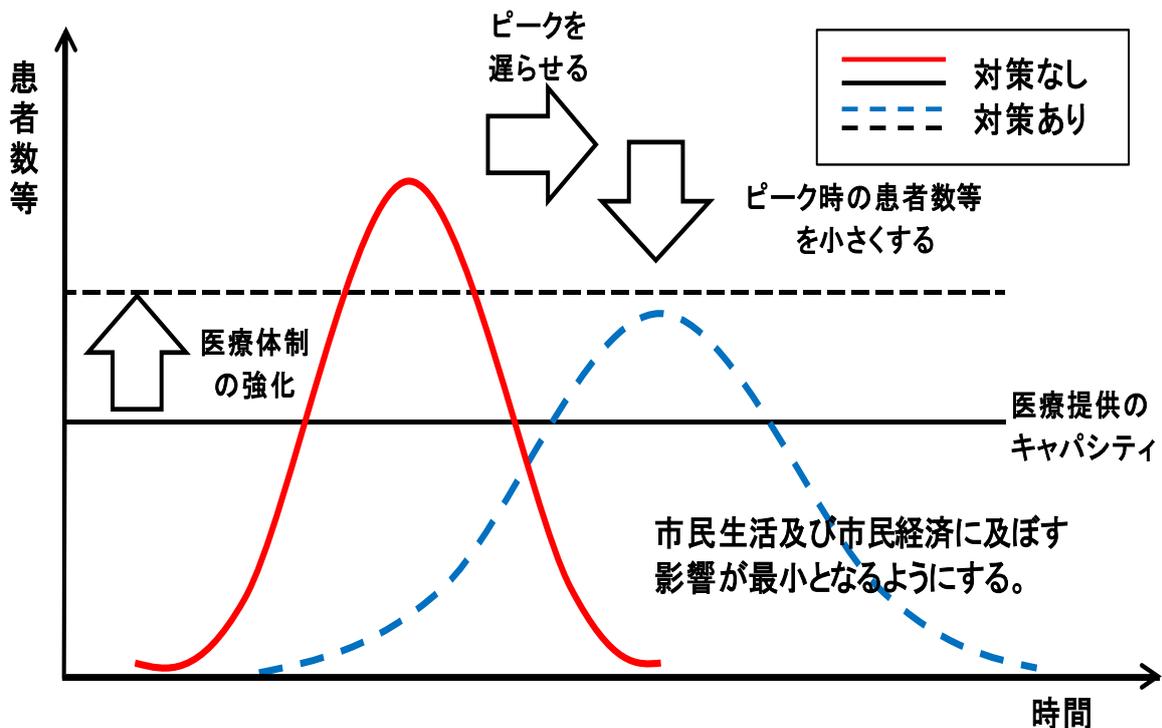
病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものと考えられるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

#### 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### 2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



<対策の効果 概念図>

## 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえ、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況でも対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、国、県においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととされている。本市においても、国、県と同様の観点に立ち、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった対策を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階では、医療体制の整備や市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。  
新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、市民に注意喚起することにより、一人ひとりの感染予防への意識向上を促す必要がある。
- 県外で新型インフルエンザ等が発生した場合、医療体制や感染対策について市民への積極的な情報提供を行うことが重要である。また、医療体制の確保や市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、県内発生に備えた体制の整備を急ぐ必要がある。
- 県内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の実施について必要に応じて協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 県内で感染が拡大した段階では、本市及び国、県、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

- 事態によっては、市の実情等に応じて、鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県における不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

### 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画又は業務計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### （１）基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に協力する場合は、法令の根拠があることを前提とし、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### （２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### （３）関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部、鹿児島市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は、必要に応じて県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

#### （４）記録の作成・保存

市は、発生した段階で、政府対策本部、県対策本部、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

#### 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

##### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

- ・ 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、全国で約1,300万人～約2,500万人、県内で約17万人～約33万人、本市では約6万人～約12万人と推計される。
- ・ 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度（致死率0.53%）、スペインインフルエンザのデータを参考に重度（致死率2.0%）として、中等度の場合、全国では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人と推計され、県では、中等度の場合、入院患者数の上限は約7,000人、死亡者数の上限は約2,200人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約27,000人、死亡者数の上限は約8,500人と推計される。また、本市では中等度の場合、入院患者数の上限は約2,500人、死亡者数の上限は約800人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約9,600人、死亡者数の上限は約3,000人と推計される。
- ・ 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、全国では、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は10.1万人（流行発生から5週目）、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計され、県では、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は約1,300人（流行発生から5週目）、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は約5,300人と推計される。  
また、本市では中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は約500人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は約1,900人と推計される。
- ・ なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

- ・ なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

《全人口の25%が罹患すると想定した場合の患者数等の推計》

医療機関の受診患者数	全国		鹿児島県		鹿児島市	
	約1,300万人～約2,500万人		約17万人～約33万人		約6万人～約12万人	
重症度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約53万人	約200万人	約7,000人	約27,000人	約2,500人	約9,600人
1日当たり最大入院患者数	約10.1万人	約39.9万人	約1,300人	約5,300人	約500人	約1,900人
死亡者数	約17万人	約64万人	約2,200人	約8,500人	約800人	約3,000人

※本市における流行規模の想定にあたっては、政府行動計画の中で示されたCDC（米国疾病管理予防センター）モデルによる推計を基に、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。本市の推計に用いた人口は、平成26年1月1日現在の人口である。

## （2）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5. 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### (2) 地方公共団体の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の定める基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### 【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の定める基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

#### 【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所を設置する本市は、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められていることから、県と地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図る。

### (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

#### **(4) 指定（地方）公共機関の役割**

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### **(5) 登録事業者**

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

#### **(6) 一般の事業者**

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染拡大防止のための措置の徹底が求められる。

#### **(7) 市民**

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るよう努めるとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染防止対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 6. 市行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス・情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防・まん延防止」、「(5)医療」、「(6)市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目毎の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりとする。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、市、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、国、県、事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

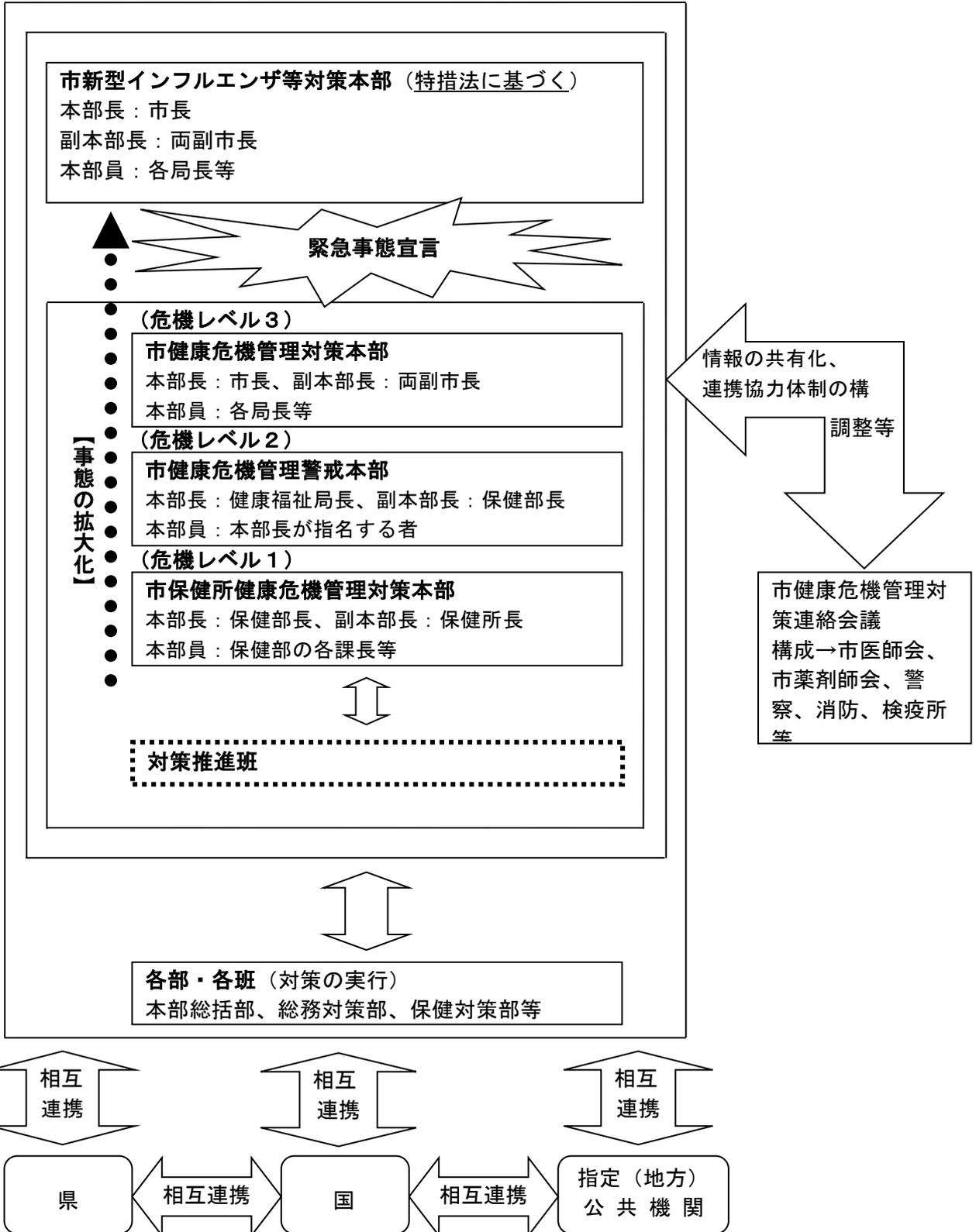
新型インフルエンザ等が発生し、国及び県がそれぞれ対策本部を設置した場合は、全庁一体となった対策を強力に推進するため、鹿児島市健康危機管理基本指針（以下「市基本指針」という。）に基づき、直ちに市長を本部長とし、副市長及び各局の局長等から構成される鹿児島市健康危機管理対策本部（以下「市健康危機管理対策本部」という。）を設置し、政府対策本部や県対策本部と連携を図りながら必要な措置を講じる。

さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、国が特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行ったときは、市健康危機管理対策本部は、特措法及び鹿児島市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき設置される鹿児島市新型インフルエンザ等対策本部へ移行する。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市は、新型インフルエンザ等の発生前から、市行動計画の作成や発生時の対応等について、医学、公衆衛生等の学識経験者等、幅広い分野の専門家の意見を求める。

【市の実施体制】

【海外発生期から小康期の実施体制】



※初動時の対応として、市保健所健康危機管理対策会議を設置する。

## **(2) サーベイランス・情報収集**

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国、県等と連携し、市内のサーベイランス体制を構築する。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

市内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が国において蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、市や医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立つ。

## **(3) 情報提供・共有**

### **(ア) 情報提供・共有の目的**

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

### **(イ) 情報提供手段の確保**

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### **(ウ) 発生前における市民等への情報提供**

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健衛生部局や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

### **(エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有**

#### **① 発生時の情報提供について**

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

## ② 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、本市、国、県、指定（地方）公共機関等の情報などを、必要に応じて集約し、閲覧できるホームページを開設する。

### （オ）情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、市対策本部において、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、市民の不安等にこたえるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

## （４）予防・まん延防止

### （ア）予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

### （イ）主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じて行う不要不急の外出の自粛要請等に協力し、市民への周知に努める。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じて行う施設の使用制限の要請等に協力し、市民への周知に努める。

そのほか、海外で発生した際には、国や県が実施するまん延防止対策に協力するとともに、感染症は潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者が入国してくることが予想されるため、市内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

## (ウ) 予防接種

### i) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型コロナウイルス等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型コロナウイルス対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型コロナウイルスに限って記載する。

### ii) 特定接種

#### ii-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型コロナウイルス等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型コロナウイルス等対策の実施に携わる地方公務員である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国、県、市町村と同様の新型コロナウイルス等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として国が特定接種の対象業務を定めている。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえた特定接種の対象者は、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」のとおりであり、本計画にも参考資料として添付した。

特定接種を実施するに当たっては、新型コロナウイルス等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型コロナウイルス等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされている。

上記のような基本的な考え方は、国において事前に整理しているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、国は、発生した新型コロナウイルス等

の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定することとしている。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

## ii-2) 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。

## iii) 住民接種

### iii-1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることが基本とされており、対象者等は、下記のような基本的な考え方が政府行動計画において整理されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

## 【住民接種の対象者の分類】

分類（対象者）	備考
①医学的ハイリスク者 呼吸器疾患、心臓血管疾患を有する者等、 発症することにより重症化するリスクが高い と考えられる者 ・基礎疾患を有する者 ・妊婦	基礎疾患を有する者とは基礎疾患 により入院中又は通院中の者をい う。
②小児	1歳未満の小児の保護者及び身体 的な理由により予防接種が受けられ ない小児の保護者を含む。
③成人・若年者	
④高齢者 ウイルスに感染することによって重症化す るリスクが高いと考えられる群	65歳以上の者

## ○ 接種順位

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ国が決定する。

### 1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
- ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
- ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

### 2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
- ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

### 3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

【住民接種の接種順位】

考え方	新型インフルエンザのタイプ	重症化しやすさ	接種順位
1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方	・成人・若年者に重症者が多いタイプ	①医学的ハイリスク者	医学的ハイリスク者
		②成人・若年者	成人・若年者
		③小児	小児
		④高齢者	高齢者
	・高齢者に重症者が多いタイプ	①医学的ハイリスク者	医学的ハイリスク者
		②高齢者	高齢者
		③小児	小児
		④成人・若年者	成人・若年者
	・小児に重症者が多いタイプ	①医学的ハイリスク者	医学的ハイリスク者
		②小児	小児
		③高齢者	高齢者
		④成人・若年者	成人・若年者
2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方	・成人・若年者に重症者が多いタイプ	①医学的ハイリスク者	小児
		②成人・若年者	医学的ハイリスク者
		③高齢者	成人・若年者
			高齢者
	・高齢者に重症者が多いタイプ	①医学的ハイリスク者	小児
		②高齢者	医学的ハイリスク者
		③成人・若年者	高齢者
			成人・若年者
3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方	・成人・若年者に重症者が多いタイプ	①成人・若年者	医学的ハイリスク者
		②高齢者	小児
			成人・若年者
			高齢者
	・高齢者に重症者が多いタイプ	①高齢者	医学的ハイリスク者
		②成人・若年者	小児
			高齢者
			成人・若年者

iii-2) 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、政府対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定される。

## (5) 医療

### (ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるといった目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

### (イ) 発生前における医療体制の整備

市は、保健所を中心として、市医師会、市薬剤師会、警察、消防、検疫所等の関係者からなる鹿児島市健康危機管理対策連絡会議（以下「市健康危機管理対策連絡会議」という。）を開催し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進し、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行い、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

### (ウ) 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の県内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、県においては、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。また、国内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

#### ① 帰国者・接触者外来における診療

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは、「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、市は、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

#### ② 一般の医療機関における診療

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が診られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市医師会・市薬剤師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

#### **(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、国、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき、事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

## 7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、WHOの警戒レベルの情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に県での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県において発生段階を下表のとおり6つに分類し、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断することとしている。

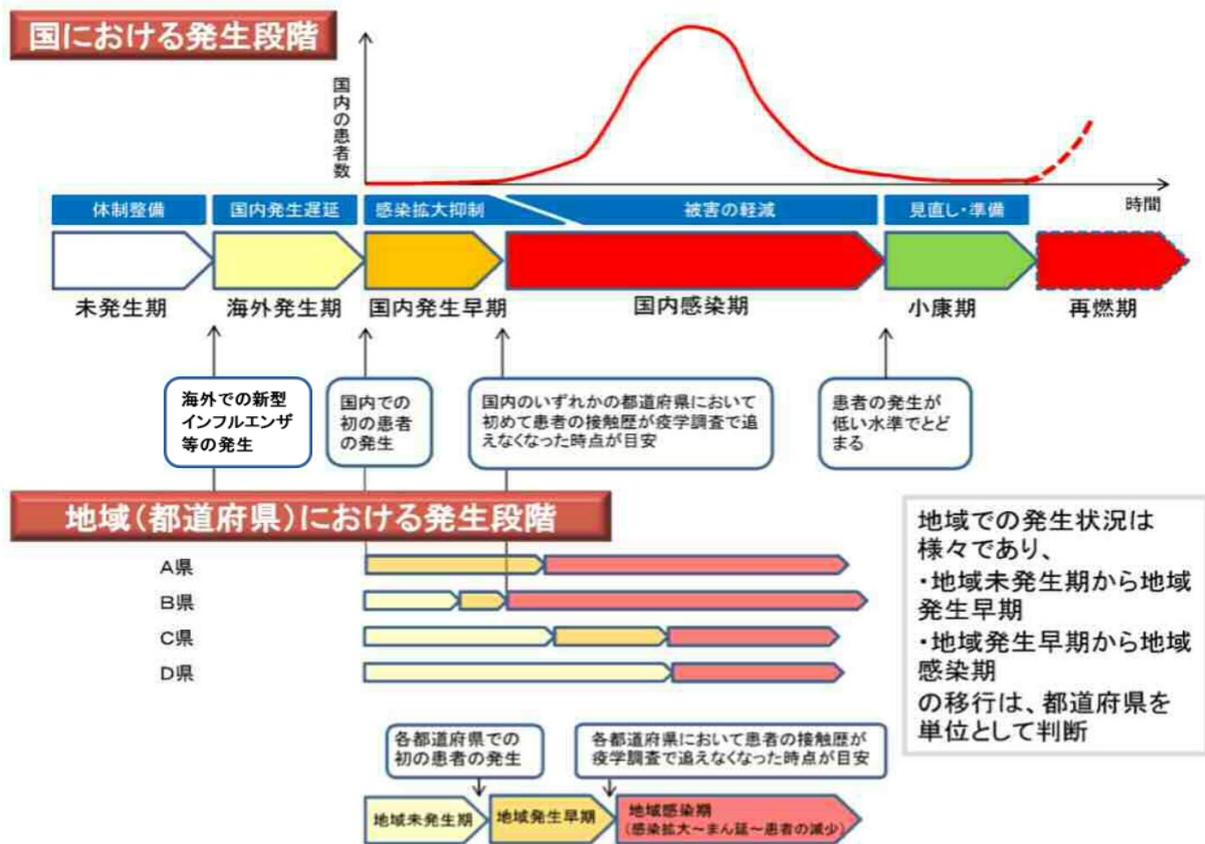
国、県、市、関係機関等は行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

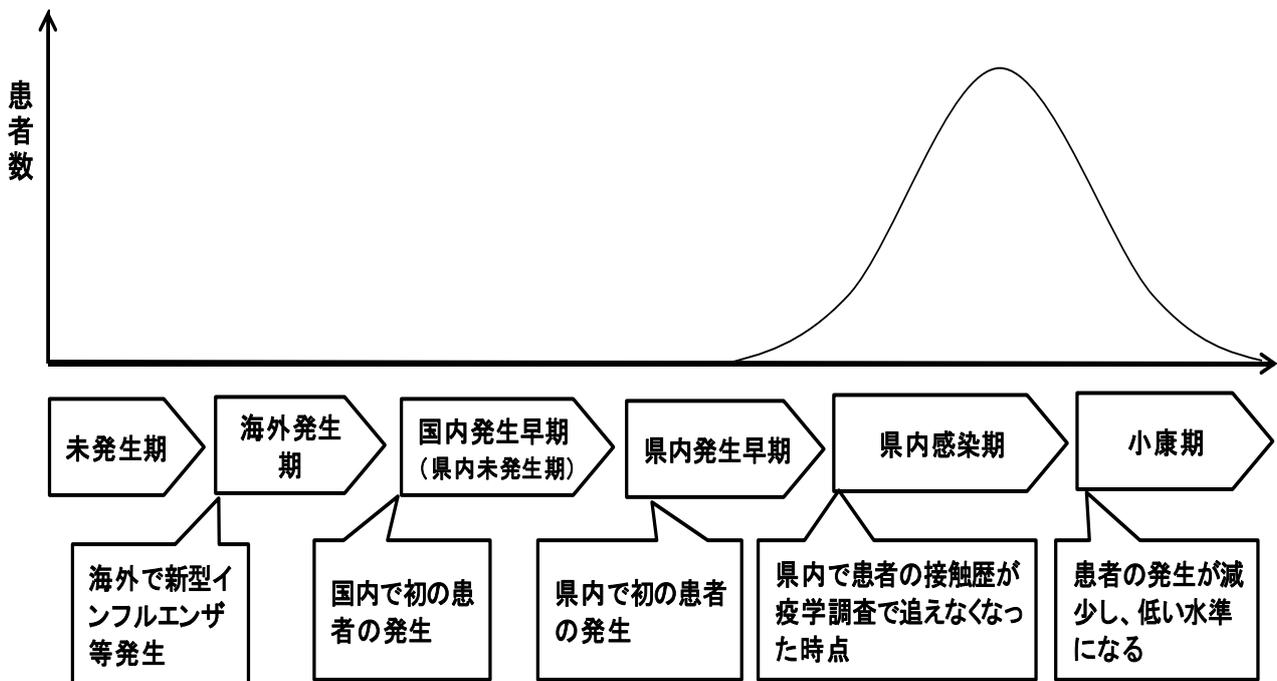
《県及び国の発生段階》

県の発生段階・状態		国の発生段階・状態
未発定期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	(未発定期) 同左
海外発定期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	(海外発定期) 同左
国内発生早期 (県内未発定期)	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内では患者が発生していない状態	(国内発生早期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
県内感染期	県内で発生した新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	(国内感染期) 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	(小康期) 同左

<国及び地域（都道府県）における発生段階>



<県における発生段階>



### Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、国が定めたガイドライン等を参考にする。

<b>1 未発生期</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新型インフルエンザ等が発生していない状態</li> <li>■ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況</li> </ul>
<b>目的</b> (1) 発生に備えて体制の整備を行う。 (2) 国、県、関係機関と連携し、発生の早期確認に努める。
<b>対策の考え方</b> (1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 (3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国、県、関係機関と連携し、継続的な情報収集を行う。

## (1) 実施体制

### (1)-1 市行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

### (1)-2 体制の整備及び関係機関等との連携強化

- ① 市は、市基本指針に基づく初動対応体制の確立や、発生時に備えて業務継続計画等の見直しを行う。
- ② 市は、国、県、指定地方公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

市は、国、県、関係機関等から新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

### (2)-2 通常のサーベイランス

- ① 市は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、インフルエンザ定点医療機関（指定届出医療機関）において患者発生の動向を調査し、市内の流行状況について把握する。また、鹿児島県環境保健センター（以下「県環境保健センター」という。）でウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ② 市は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ③ 市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。（学校サーベイランス）

**(2)-3 調査研究**

市は、新型インフルエンザ等の県内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国及び県との連携等の体制整備を図る。

**(3) 情報提供・共有****(3)-1 継続的な情報提供**

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ② 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

**(3)-2 体制整備等**

市は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下のことを行う。

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分に配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては、決定しておく。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- ④ 県や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制の整備に努める。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、国、県からの要請に基づき、市民からの相談に応じるため、コールセンターを設置する準備を進める。

**(4) 予防・まん延防止****(4)-1 対策実施のための準備****(4)-1-1 個人における対策の普及**

- ① 市、学校及び市内事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ② 市は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

**(4)-1-2 地域対策・職場対策の周知**

市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。

**(4)-1-3 入国者の健康監視**

市は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、国、県その他関係機関と情報を共有し、連携を強化する。

**(4)-2 予防接種****(4)-2-1 基準に該当する事業者の登録**

- ① 市は、国が作成する特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領に基づく市内の事業者等に対する登録作業に係る周知について、国に協力する。
- ② 市は、市内の事業者の登録申請の受付、基準に該当する事業者の登録事業者としての登録について、国に協力する。

**(4)-2-2 接種体制の構築****(4)-2-2-1 特定接種**

- ① 市は、特定接種の対象となり得る職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- ② 市は、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築の要請に協力する。

**(4)-2-2-2 住民接種**

- ① 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ② 市は、円滑な接種の実施のために、国及び県の技術的な支援を得ながら、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ③ 市は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

**(4)-2-3 情報提供**

市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

**(5) 医療****(5)-1 地域医療体制の整備**

- ① 市は、保健所を中心として、市医師会、市薬剤師会、警察、消防、検疫所等の関係者からなる市健康危機管理対策連絡会議を開催するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の实情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ② 市は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について、協議、確認を行う。
- ③ 市は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、第二種感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

**(5)-2 県内感染期に備えた医療の確保**

市は以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ① 市は、医療機関に対して、国等が示すマニュアルにより、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成の支援に努める。
- ② 市は、地域の实情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。

- ③ 市は、県が行う入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加し、関係における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握に協力する。
- ④ 市は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ⑤ 市は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ⑥ 市は、社会福祉施設等の入所施設等において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ⑦ 市は、国の要請に基づき、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具について、国の支援を活用しながら備蓄に努める。

#### (5)-3 手引等の策定、研修等

- ① 市は、国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。
- ② 市は、国及び県と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、市内発生を想定した研修や訓練を行う。

#### (5)-4 医療資器材の整備

市は、必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。その際、国の要請を受けて、医療機関において必要となる医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保できるよう努める。

#### (5)-5 検査体制の整備

市は、あらかじめ新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の実施について、県と協議する。

#### (5)-6 医療機関等への情報提供体制の整備

市は、国の新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制整備に協力する。

### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### (6)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援

市は、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への支援、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともに、その具体的手続きを決めておく。

#### (6)-2 火葬能力等の把握

市は、県が、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討し、また、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備を行う際に、県と連携する。

#### (6)-3 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

<b>2 海外発生期</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li> <li>■ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> <li>■ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</li> </ul>
<b>目的</b> (1) 新型インフルエンザ等の市内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生が遅延と早期発見に努める。 (2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。
<b>対策の考え方</b> (1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 (2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 (3) 市内発生した場合には早期に発見できるよう市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 (4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 (5) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種体制の確立、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

### (1) 実施体制

#### (1)-1 市の体制強化等

- ① 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合は、市基本指針に基づき、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処方針及び県が行う対策を確認し、必要な対策を講じる。
- ② 県において、知事を本部長とする対策本部が設置されたときは、市基本指針に基づき、直ちに、市長を本部長とする市健康危機管理対策本部を設置するとともに、「鹿児島市健康危機管理対策本部会議」（以下「市健康危機管理対策本部会議」という。）を開催し、国が決定する基本的対処方針及び市行動計画等に基づき対策を協議し、実施する。
- ③ 市は、海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断された場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

### (2) サーベイランス・情報収集

#### (2)-1 情報収集

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県等から必要な情報を収集する。

#### (2)-2 市内サーベイランスの強化等

- ① 市は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。

- ② 市は、市内における新型インフルエンザ等患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。
- ③ 市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザの集団発生の把握を強化する。（短大・大学まで拡大）

### **（３）情報提供・共有**

#### **（３）-１ 情報提供**

- ① 市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、市のホームページ等で情報提供し、注意喚起を行う。
- ② 市は、メディア等に対し、適宜、広報の担当者から、発生及び対応状況等について情報提供を行う。

#### **（３）-２ 情報共有**

市は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を通じて、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。

#### **（３）-３ コールセンターの設置**

- ① 市は、国の要請に基づき、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、国が作成するQ & A等を参考にしながら適切な情報提供に努める。
- ② 市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供の内容に反映する。

### **（４）予防・まん延防止**

#### **（４）-１ 市内でのまん延防止対策の準備**

市は、国及び県と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めるとともに、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

#### **（４）-２ 感染症危険情報等の周知**

市は、国から、感染症危険情報が発出されたときは、国及び県と連携しながら、海外に渡航する市民に向けて、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

#### **（４）-３ 入国者の健康監視**

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所において必要な健康監視等の対応をとる。

#### **（４）-４ 予防接種**

##### **（４）-４-１ 接種体制**

##### **（４）-４-１-１ 特定接種**

市は、国が特定接種を実施することを決定した場合は、国が基本的対処方針において定める特定接種の具体的な運用等に基づき、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### (4)-4-1-2 住民接種

- ① 市は、国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に対する接種体制の準備を行う。
- ② 市は、国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

#### (4)-4-2 情報提供

市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制など具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

### (5) 医療

#### (5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

市は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知する。

#### (5)-2 医療体制の整備

市は、医療体制を整備するため、国からの要請を踏まえ、次の措置を講じる。

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県環境保健センターに送付し、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所にその確認を依頼する。

#### (5)-3 帰国者・接触者相談センターの設置

市は、国の要請を受け、次の措置を講じる。

- ① 保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

#### (5)-4 医療機関等への情報提供

市は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

#### (5)-5 検査体制の整備

市は、県環境保健センターで実施する新型インフルエンザ等に対するPCR検査について、県と連携を図る。

#### (5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の使用等

市は、国及び県と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

## **(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

### **(6)-1 事業者の対応**

市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

### **(6)-2 要援護者対策**

新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

### **(6)-3 遺体の火葬・安置**

市は、県からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

<p><b>3 国内発生早期（県内未発生期）</b></p> <p>■ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p> <p>■ 県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</p>
<p><b>目的</b></p> <p>(1) 市内発生に備えて体制の整備を強化する。</p> <p>(2) 市内発生に備えて適切な医療を確保する。</p>
<p><b>対策の考え方</b></p> <p>(1) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>(2) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内外での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。</p> <p>(3) 市内で発生した場合に早期に発見できるよう市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。</p> <p>(4) 国内外の発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策について、的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に引き続き準備を促す。</p> <p>(5) 医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、市内発生に備えた体制の整備を急ぐ。</p> <p>(6) 県内で患者未発生であっても、緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染対策等を行う。</p> <p>(7) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐとともに、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p>

## (1) 実施体制

### (1)-1 市の体制強化等

- ① 市は、国内において、新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに市健康危機管理対策本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ② 市は、国の基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ、市健康危機管理対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。
- ③ 市は、国の基本的対処方針を市民等に広く周知する。
- ④ 市は、緊急事態宣言がなされる可能性を踏まえ、特措法の規定に基づく市対策本部の設置の準備をする。

**(1)-2 緊急事態宣言の措置****① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言**

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であると判断した場合は、特措法第32条に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県とされている。全国的な人の交流起点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域が指定される場合もあることに留意する。

**② 市対策本部の設置**

市は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づく市対策本部を設置する。

**(2) サーベイランス・情報収集****(2)-1 情報収集**

市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県等から必要な情報を収集する。

**(2)-2 サーベイランス**

- ① 市は、引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- ② 市は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ③ 市は、国、県から提供された発生状況を市民等へ迅速に情報提供するとともに、国及び県と連携し、必要な対策を実施する。

**(3) 情報提供・共有****(3)-1 情報提供**

- ① 市は、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 市は、特に個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ③ 市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ④ 市は、引き続き、メディア等に対し、適宜、広報の担当者から、発生及び対応状況等について情報提供を行う。

### (3)-2 情報共有

市は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

### (3)-3 コールセンターの継続

市は、国及び県から最新のQ & Aを入手するとともに、保健所等のコールセンターの体制を充実・強化する。

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 市内でのまん延防止対策

- ① 市は、新型インフルエンザ等の疑い例の情報が医療機関からあった場合には、積極的疫学調査を開始する。
- ② 市は、国外及び市外から市内に移動してきた濃厚接触者及び患者等に関して、国及び関係自治体との連携により、行動経路等の疫学関連情報を把握するとともに、患者等及び濃厚接触者の積極的疫学調査を開始する。
- ③ 市は、業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。  
また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
  - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、市内で発生した場合の学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
  - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ④ 市は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

### (4)-2 入国者の健康監視

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所において必要な健康監視等の対応をとる。なお、病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、国の方針に基づき、措置を縮小する。

### (4)-3 予防接種

#### (4)-3-1 接種体制

##### (4)-3-1-1 特定接種

市は、引き続き、国及び県と連携して、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### (4)-3-1-2 住民接種

- ① 市は、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、国が決定した接種順位について情報提供を行う。
- ② 市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。

- ③ 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

**(4)-3-2 情報提供**

市は、引き続き、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制など具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

**【本県が緊急事態措置を実施すべき区域とされている場合】**

**(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置**

**(4)-4-1 住民接種**

市は、市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

**(4)-4-2 緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、県が行う次の対策について、市は協力する。**

**① 外出自粛の要請等**

県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治療までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

**② 施設の使用制限の要請等**

- ・ 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

**(5) 医療****(5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義**

市は、引き続き、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知する。

**(5)-2 医療体制の整備**

市は、海外発生期に引き続き、次の措置を講じる。

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県環境保健センターに送付し、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所にその確認を依頼する。

**(5)-3 医療機関等への情報提供**

市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

**(5)-4 検査体制の整備**

市は、引き続き、新型インフルエンザ等のPCR等の検査について、県と連携を図る。

**(5)-5 抗インフルエンザウイルス薬**

市は、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

**【本県が緊急事態措置を実施すべき区域とされている場合】****(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置**

- ・ **医療等の確保**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

**（6）市民生活及び市民経済の安定の確保****（6）-1 事業者の対応**

市は、引き続き、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

**（6）-2 要援護者対策**

- ① 市は、引き続き、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。
- ② 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合に備えて、市は、国及び県と連携し、必要な支援を行えるよう準備を行う。

**（6）-3 遺体の火葬・安置**

市は、引き続き、県からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

**（6）-4 市民・事業者への呼びかけ**

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

**【本県が緊急事態措置を実施すべき区域とされている場合】****（6）-5 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 水の安定供給
 

水道事業者及び工業用水道事業者である本市は、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ② サービス水準に係る市民への呼びかけ
 

市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。
- ③ 生活関連物資等の価格の安定等
 

市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

<p><b>4 県内発生早期</b></p> <p>■ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p>
<p><b>目的</b></p> <p>(1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>(2) 患者に適切な医療を提供する。</p> <p>(3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</p>
<p><b>対策の考え方</b></p> <p>(1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国において、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされるため、積極的な感染対策等をとる。</p> <p>(2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>(3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内外での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。</p> <p>(4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。</p> <p>(5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</p> <p>(6) 住民接種を早期に開始できるよう引き続き準備を急ぐとともに、体制が整った場合はできるだけ速やかに接種する。</p>

**(1) 実施体制**

**(1)-1 市の体制強化等**

- ① 市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、県内での発生が確認された場合は、速やかに市健康危機管理対策本部会議を開催し、県内発生早期における対策等を実行するとともに、感染拡大に備えた対応を検討する。
- ② 県内での患者発生が国内初発の場合は、国が決定した対策の基本的対処方針を踏まえ市健康危機管理対策本部会議を開催し、県内発生早期以降における対策等を協議する。
- ③ 必要に応じて、市健康危機管理対策連絡会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における医療提供体制等を協議し、同連絡会議の意見等を参考に対策の立案・実施に努める。
- ④ 市は、引き続き、緊急事態宣言がなされる可能性を踏まえ、特措法の規定に基づく市対策本部の設置の準備をする。

**【本県が緊急事態措置を実施すべき区域とされている場合】**

**(1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① **新型インフルエンザ等緊急事態宣言**  
国内発生早期（県内未発生期）の記載を参照
- ② **市対策本部の設置**  
国内発生早期（県内未発生期）の記載を参照

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国、県等から必要な情報を収集する。

### (2)-2 サーベイランス

- ① 市は、引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握を行うとともに、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- ② 市は、引き続き、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ③ 市は、市内の発生状況をリアルタイムで把握し、県や関係機関に対して、発生状況を迅速に情報提供するとともに、国及び県と連携し、必要な対策を実施する。

### (2)-3 調査研究

市は、発生した市内患者について、初期の段階には、国及び県と連携して積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ① 市は、引き続き、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 市は、引き続き、特に個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ③ 市は、引き続き、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ④ 市は、引き続き、メディア等に対し、適宜、広報の担当者から、発生及び対応状況等について情報提供を行う。

### (3)-2 情報共有

市は、引き続き、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

### (3)-3 コールセンターの体制充実・強化

市は、引き続き、国及び県から最新のQ & Aを入手するとともに、保健所等のコールセンターの体制を充実・強化する。

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 市内でのまん延防止対策

- ① 市は、国及び県と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療、入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。

- ② 市は、業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対して、引き続き、次の要請を行う。
- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。  
また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
  - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
  - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ③ 市は、引き続き、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するように要請する。

#### (4)-2 入国者の健康監視

市は、引き続き、渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起を行うとともに国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所において必要な健康監視等の対応をとる。なお、病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、国の方針に基づき、措置を縮小する。

#### (4)-3 予防接種

##### (4)-3-1 特定接種

市は、引き続き、国及び県と連携して、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### (4)-3-2 住民接種

- ① 市は、引き続き、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、国が決定した接種順位について情報提供を行う。
- ② 市は、引き続き、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、集団的な接種を行うことを基本として、関係者の協力を得て接種を開始する。
- ③ 市は、引き続き、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

#### 【本県が緊急事態措置を実施すべき区域とされている場合】

##### (4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### (4)-4-1 住民接種

国内発生早期（県内未発生期）の記載を参照

(4)-4-2 緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、県が行う次の対策について、市は協力する。

- ① 外出自粛の要請等  
国内発生早期（県内未発生期）の記載を参照
- ② 施設の使用制限の要請等  
国内発生早期（県内未発生期）の記載を参照

**(5) 医療**

**(5)-1 医療体制の整備**

- ① 市は、引き続き、発生国からの帰国者や県内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。
- ② 市は、患者等が増加してきた段階においては、国の基本的対処方針等諮問委員会の意見を踏まえて、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

**(5)-2 患者への対応等**

- ① 市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ② 市は、国及び県と連携し、必要と判断した場合は、県環境保健センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査による確定診断は、市内での患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
- ③ 市は、国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

**(5)-3 医療機関等への情報提供**

市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

**(5)-4 抗インフルエンザウイルス薬**

市は、県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

**【本県が緊急事態措置を実施すべき区域とされている場合】**

**(5)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置**

・ **医療等の確保**

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

**(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

**(6)-1 事業者の対応**

市は、引き続き、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

**(6)-2 市民・事業者への呼びかけ**

市は、引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

**(6)-3 要援護者対策**

市は、要援護者対策を実施する。

**(6)-4 遺体の火葬・安置**

- ① 市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、市内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、県からの要請により臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

**【本県が緊急事態措置を実施すべき区域とされている場合】**

**(6)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① **水の安定供給**  
国内発生早期(県内未発生期)の記載を参照
- ② **サービス水準に係る市民への呼びかけ**  
国内発生早期(県内未発生期)の記載を参照
- ③ **生活関連物資等の価格の安定等**  
国内発生早期(県内未発生期)の記載を参照

<p><b>5 県内感染期</b></p> <p>■ 県内で発生した新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>■ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む</p>
<p><b>目的</b></p> <p>(1) 医療体制を維持する。</p> <p>(2) 健康被害を最小限に抑える。</p> <p>(3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。</p>
<p><b>対策の考え方</b></p> <p>(1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。</p> <p>(2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</p> <p>(3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</p> <p>(4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</p> <p>(5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</p> <p>(6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</p> <p>(7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</p>

**(1) 実施体制**

**(1)-1 市の実施体制等**

- ① 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態となり、かつ、国が国内感染期の基本的対処方針及び国内感染期に入った旨の公示を行い、県対策本部会議が本県が感染期に入ったことを宣言した場合は、県内感染期における対策等を検討、実行する。
- ② 必要に応じて、市健康危機管理対策連絡会議を開催し、新型インフルエンザ等対策における医療提供体制等を協議し、対策の立案・実施に努める。
- ③ 市は、引き続き、緊急事態宣言がなされる可能性を踏まえ、特措法の規定に基づく市対策本部の設置の準備を行う。

**【本県が緊急事態措置を実施すべき区域とされている場合】**

**(1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。

**① 特措法に基づく市対策本部の設置**

市健康危機管理対策本部は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法の規定に基づく市新型インフルエンザ等対策本部となる。

**② 市町村の緊急事態措置の代行**

本市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、市長から県知事に、特措法の規定に基づく、当該措置の全部又は一部を代行するよう要請する。

**③ 他の地方公共団体等による応援**

市は、緊急事態措置を実施するため必要がある場合は、特措法の規定に基づき、他の地方公共団体に応援を求める。

**(2) サーベイランス・情報収集**

**(2)-1 情報収集**

市は、引き続き、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や対応について、国、県等から必要な情報を収集する。

**(2)-2 サーベイランス**

- ① 市は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のスーベイランスを継続する。
- ② 市は、学校等における集団発生の把握の強化については、通常のスーベイランスに戻す。
- ③ 市は、引き続き、市内の発生状況を把握し、県や関係機関に対して、発生状況を迅速に情報提供するとともに、国及び県と連携し、必要な対策を実施する。

**(3) 情報提供・共有**

**(3)-1 情報提供**

- ① 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 市は、引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ③ 市は、引き続き、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。
- ④ 市は、引き続き、メディア等に対し、適宜、広報の担当者から、発生及び対応状況等について情報提供を行う。

**(3)-2 情報共有**

市は、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、流行や対策の状況を的確に把握する。

**(3)-3 コールセンターの継続**

市は、状況の変化に応じて国及び県から配付されるQ & Aの改訂版に基づき、保健所等のコールセンターによる適切な情報提供の実施を継続する。

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-1 市内でのまん延防止対策

- ① 市は、業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対して、引き続き、次の要請を行う。
  - ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤等の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - ・ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。
  - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
  - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ② 市は、引き続き、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- ③ 市は、国及び県と連携し、医療機関に対し、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国による期待される効果の評価に基づき継続の有無を決定する。
- ④ 市は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

##### (4)-2 入国者の健康監視

市は、引き続き、渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起を行うとともに、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所において必要な健康監視等の対応をとる。なお、病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、国の方針に基づき、措置を縮小する。

##### (4)-3 予防接種

###### (4)-3-1 特定接種

市は、引き続き、国及び県と連携して、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

###### (4)-3-2 住民接種

市は、県内発生早期の対策を継続するとともに、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

**【本県が緊急事態措置を実施すべき区域とされている場合】**

**(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置**

**(4)-4-1 住民接種**

市は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

**(4)-4-2 新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が行う以下の対策について、市は協力する。**

**① 外出自粛の要請等**

県は、特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

**② 施設の使用制限の要請等**

- ・ 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

**(5) 医療**

**(5)-1 患者等への対応等**

- ① 市は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
- ② 市は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ③ 市は、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。
- ④ 市は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

**(5)-2 医療機関等への情報提供**

市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

**(5)-3 在宅患者への支援**

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

**【本県が緊急事態措置を実施すべき区域とされている場合】**

**(5)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

**① 医療等の確保**

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

**② 臨時の医療施設**

市は、国及び県と連携し、市内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが、在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

**(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

**(6)-1 事業者の対応**

市は、引き続き、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

**(6)-2 市民・事業者への呼びかけ**

市は、引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

**(6)-3 要援護者対策**

市は、引き続き、要援護者対策を実施する。

**(6)-4 遺体の火葬・安置**

① 市は、引き続き遺体の搬送作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

② 市は、県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際連携する。

③ 市は、県と連携して、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

④ 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

- ⑤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑥ 火葬の実施までに期間を要する場合、公衆衛生上必要があると認められるときは、一時的に埋葬することを考慮する。

**【本県が緊急事態措置を実施すべき区域とされている場合】**

**(6)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

**① 水の安定供給**

国内発生早期(県内未発生期)の記載を参照

**② サービス水準に係る市民への呼びかけ**

国内発生早期(県内未発生期)の記載を参照

**③ 生活関連物資等の価格の安定等**

- ・ 市は、国及び県と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 市は、国及び県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 市は、国及び県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

**④ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援**

市は、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への支援、搬送、死亡時の対応等を行う。

**⑤ 埋葬・火葬の特例等**

- ・ 市は、県からの要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・ 市は、県からの要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えたことが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・ 市は、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、国が定める当該市長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例に基づき対応する。

<b>6 小康期</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</li> <li>■ 大流行は一旦終息している状況</li> </ul>
<p><b>目的</b></p> <p>市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p><b>対策の考え方</b></p> <p>(1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>(2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</p> <p>(3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>(4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

### (1) 実施体制

#### (1)-1 基本的対処方針の変更

国がその時点での基本的対処方針を変更し、それに伴い、県対策本部により本県が小康期に入ったことの宣言がなされた場合、市は、市健康危機管理対策本部会議を開催し、第二波の流行に備えた対策等を検討、実行する。

#### (1)-2 緊急事態解除宣言

市は、国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときに緊急事態解除宣言を行った場合は、基本的対処方針に基づき、対策を縮小・中止する。

#### <参考>

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、以下の場合であり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ペースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

#### (1)-3 対策の評価・見直し

市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画等の見直しを行う。

#### (1)-4 市対策本部の廃止

市は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

市は、引き続き、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や対応について、国、県等から必要な情報を収集する。

### (2)-2 サーベイランス

- ① 市は、引き続き、通常のサーベイランスを継続する。
- ② 市は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ① 市は、市民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ② 市は、市民からコールセンターに等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

### (3)-2 情報共有

市は、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

### (3)-3 コールセンター等の体制の縮小

市は、県からの要請を受け、状況を見ながらコールセンター等の体制を縮小する。

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づき新臨時接種を進める。

#### 【本県が非常事態措置を実施すべき区域とされている場合】

### (4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく市民に対する予防接種を進める。

## (5) 医療

### (5)-1 医療体制

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

### (5)-2 抗インフルエンザウイルス薬

市は、国が作成した適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針について、関係機関に周知する。

#### 【本県が緊急事態措置を実施すべき区域とされている場合】

### (5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

**(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

**(6)-1 市民・事業者への呼びかけ**

市は、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

**(6)-2 要援護者対策**

市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国や県と連携し、必要な支援を行う。

**【本県が緊急事態措置を実施すべき区域とされている場合】**

**(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置**

新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市は、国と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

### 特定接種の対象となり得る業種・職務について（政府行動計画）

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

#### （1）特定接種の登録事業者

#### A 医療分野

（A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型）

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にり患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

（注1）重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

## B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設(A-1に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

## (2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

### 区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分 1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分 1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分 1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分 1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分 1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分 1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
都道府県対策本部の事務	区分 1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
市町村対策本部の事務	区分 1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分 1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分 1	—

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分 1	—
国会の運営	区分 1	—
地方議会の運営	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分 1	—

**区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務**

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1 区分 2	警察庁
救急 消火、救助等	区分 1 区分 2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 1 区分 2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分 1 区分 2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分 2	内閣官房 各府省庁

**区分 3：民間の登録事業者と同様の業務**

（1）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

## 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

### (1) 実施体制

#### (1)-1 体制強化

市は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、市長を本部長とする市健康危機管理対策本部を設置するとともに同会議を開催し、国が示した人への感染対策に関する措置に基づき、本市がとるべき措置等について、協議・決定する。

#### (1)-2 国及び県との連携

市は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらの対応等の状況について、国及び県と連携を図る。

### (2) サーベイランス・情報収集

#### (2)-1 情報収集

市は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を国、県等から収集する。

#### (2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

市は、市内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

### (3) 情報提供・共有

(3)-1 市は、市内において鳥インフルエンザが人に感染し発症が認められた場合、国及び県と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。

(3)-2 市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国、県等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について情報提供を受け、市民に積極的な情報提供を行う。

### (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 人への鳥インフルエンザの感染防止

##### (4)-1-1 水際対策

① 市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、発生国における発生状況の情報提供を行う。

② 市は、国及び県と連携し、有症者の早期発見に努めるために、鳥インフルエンザの発生国からの入国者等、鳥インフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健所において、必要な健康監視等の対応をとる。

##### (4)-1-2 疫学調査、感染対策

- ① 市は、必要に応じて、国から派遣された疫学・臨床等の専門家チームと連携し、積極的疫学調査を実施する。
- ② 市は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。
- ③ 市は、鳥インフルエンザの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。

#### (4)-1-3 家きん等への防疫対策

- ① 市は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、市内の農場段階での衛生管理等を徹底する。
- ② 市は、県が行う防疫対策について協力する。

## (5) 医療

#### (5)-1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 市は、国からの助言に基づき、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。
- ② 市は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。
- ③ 市は、国からの要請に基づき、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。

#### (5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合、市は、国からの要請に基づき、以下の対策を行う。

- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国、県、市に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ・ 市は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。

## 【用語解説】

※ アイウエオ順

- インフルエンザウイルス  
インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）
- 家きん  
鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。  
なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。
- SNS（Social Networking Service）  
ソーシャルネットワーキングサービスの略称。「人同士のつながり」を電子化するサービス。  
自己情報のコントロールや人との出会いといった目的を掲げ、各社がサービスを行っている。  
「コミュニティ」を通じた「友達の輪」のネットワーク型組織。最も会員数の多いSNSはFacebookとされている。
- 感染症指定医療機関  
感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。
- ※ 特定感染症指定医療機関  
新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院\* 第一種感染症指定医療機関一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- ※ 第二種感染症指定医療機関  
二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- ※ 結核指定医療機関  
結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局
- 感染症病床  
病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。
- 帰国者・接触者外来  
新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行うすべての医療機関）で診療する体制に切り替える。

- 帰国者・接触者相談センター  
発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター
- 緊急物資  
新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときに、運送業者である指定(地方)公共機関に対して、食料品や医薬品等の運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送の要請及び指示を行う物資及び資材のことをいう。
- 抗インフルエンザウイルス薬  
インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
- 個人防護具(Personal Protective Equipment : PPE)及び防護服  
エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。
- サーベイランス  
見張り、監視制度という意味。  
疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。
- 指定地方公共機関  
都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、あらかじめ法人の意見を聞いて都道府県知事が指定するものをいう。
- 指定届出機関  
感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。
- 死亡率(Mortality Rate)  
ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。
- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言  
政府対策本部長が新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときに発する宣言

- 新型インフルエンザ等緊急事態措置  
 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置をいう。
- 新型インフルエンザ等対策  
 政府対策本部が設置されたときから政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- 新型インフルエンザ  
 感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。  
 毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。
- 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009  
 2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられていたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。
- 新感染症  
 新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
- 積極的疫学調査  
 感染症の患者や患者の接触者に聞き取り調査を行って、感染症の発生状況、動向、原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。
- 致命率(Case Fatality Rate)  
 流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。
- 登録事業者  
 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
- 特定接種  
 登録事業者の業務に従事する者並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員に実施する臨時的予防接種

- 特定物資  
 新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。
- トリアージ  
 災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。
- 鳥インフルエンザ  
 一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。
- 濃厚接触者  
 新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長時間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当）。  
 発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
- 発病率(Attack Rate)  
 新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合
- パンデミック  
 感染症の世界的大流行。  
 特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
- パンデミックワクチン  
 新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。
- 病原性  
 新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現
- プレパンデミックワクチン  
 新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

○ PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。

インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。